

京都市印鑑条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第44号）（文化市民局地域自治推進室）

- 1 個人番号カードを用いて、本市の使用に係る電子計算機と印鑑登録の証明の申請をする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して電子署名を行うことにより印鑑登録証明の申請をするときは、印鑑登録証の添付を要しないこととしました。
- 2 印鑑登録証の再交付等に係る手数料を徴収することとしました。

この条例中第12条の改正規定は公布の日から、第27条の改正規定は市規則で定める日から施行することとしました。

京都市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第44号

京都市印鑑条例の一部を改正する条例

京都市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって登録証明の申請に用いるものに、暗証番号その他必要な事項を入力することにより登録証明の申請をする場合」を「次に掲げる方法のいずれかにより登録証明の申請をするとき」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって登録証明の申請に用いるものに、暗証番号その他必要な事項を入力することによりする方法

(2) 番号法第2条第7項に規定する個人番号カード（公的個人認証法第3条第7項の規定により同条第1項に規定する署名用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に電子署名を行うことによりする方法

第27条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第8条本文の規定により登録証の再交付を受けようとする者及び第9条の規定による届出又は第10条の規定による申請を行った者であって新たに印鑑の登録を受けよ

うとするもの（当該届出又は申請後に第11条第3号、第4号及び第6号に規定する印鑑登録の抹消の事由に相当する事由に該当することとなった者を除く。）は、1件につき400円の手数料を納入しなければならない。

附 則

この条例中第12条の改正規定は公布の日から、第27条の改正規定は市規則で定める日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)